

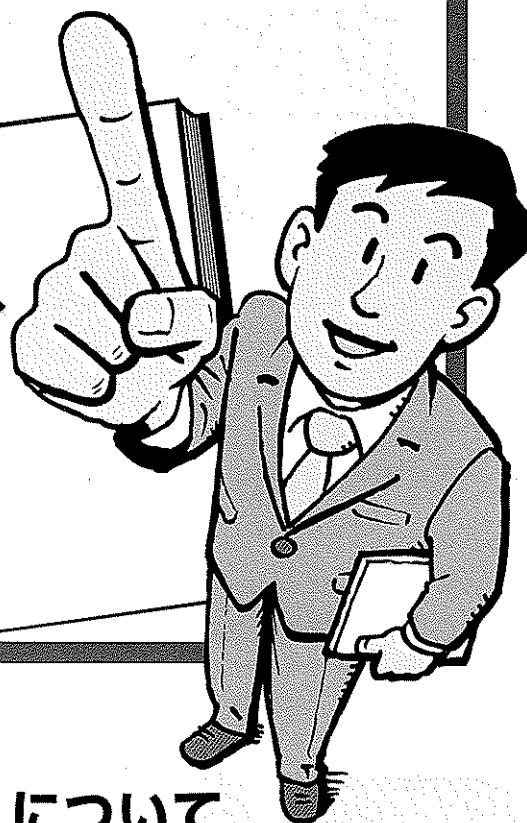
住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに
届出手続を行うことが必要となります。

住宅瑕疵担保履行法に
基づく資力確保措置は、
保険への加入や
保証金の供託だけでは
終わりません。



Start

住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である

YES

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している

YES

引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

YES

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）が必要です

NO

届出手続は
必要ありません

届出手続が必要です

届出手続に
必要な書類

- 届出書
- 引渡し物件一覧表
- 保険契約締結証明書または供託書の写し
（保険加入の場合） （供託の場合）

パンフレット中面を
ご覧ください

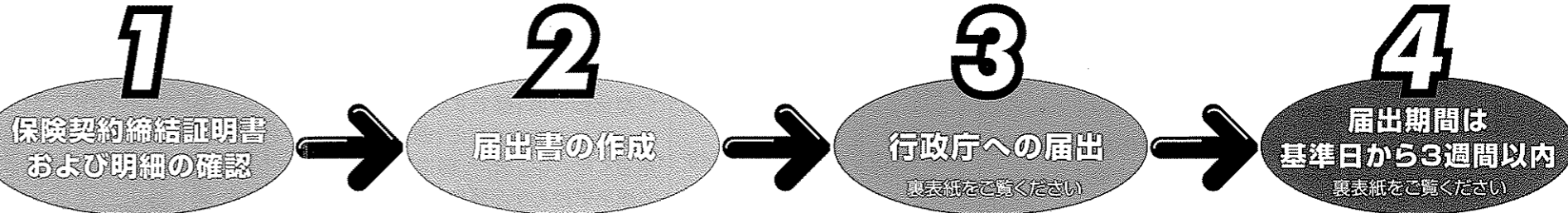
毎年2回の届出手続をお忘れなく!

住宅瑕疵担保履行法では、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。

“届出手続の流れ”のポイント （資力確保措置についてすべて保険加入の場合）

準備 保険証券の発行

住宅の完成後、発注者等への引渡し前に、保険申込みを行った保険法人へ保険証券発行申請を行い、保険証券および発注者等向けの証明書の発行を受けてください。また、発注者等向けの証明書は、必ず発注者等に交付してください。

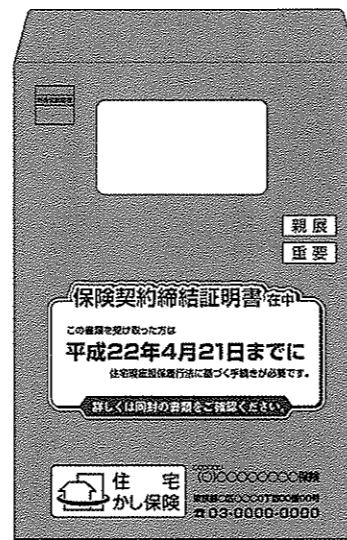


1 保険契約締結証明書 および明細の確認

保険に加入している場合、基準日後に保険法人から「保険契約締結証明書」および「明細」が送付されます。これらの書類の記載内容を必ずご確認ください。記載内容に間違いがある場合は、速やかに保険法人にご連絡ください。

送付物(封筒)

すべての保険法人が同じ封筒をういます。(宅建業者は封筒の色が異なります) 複数の保険法人の保険を利用している場合、複数送付されます。



2 届出書の作成

保険契約締結証明書および明細の記載内容をもとに届出書を作成してください。なお、届出書の様式は、国土交通省HPからダウンロードすることができます。

届出書および届出添付書類（保険契約締結証明書、引渡し物件一覧表）を揃えて次ページの届出先へ

届出書(記載例)

第一号様式(第五条関係)

建設業者の場合は第1号様式
宅建業者の場合は第7号様式
（保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書）

送付物①(保険契約締結証明書)

届出添付書類①(保険契約締結証明書)

〒080-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
▲ビル〇〇階
〇〇建設株式会社 御中
ABCD0001

送付物②(明細)

届出添付書類②(引渡し物件一覧表)

【別紙】

当宅地建物担保責任保険法人への届出番号
ABCD0001

保険契約締結証明書 (住宅建設瑕疵担保責任保険契約用)【明細】

1ページ(全1ページ)

発行日 平成22年4月1日

【発行者(保険法人)】
〒905-0001
東京都港区虎ノ門1-16-17 虎ノ門廣場ビル4階
■■■■■保証

届出時の許可番号 〇〇県知事(〇)第〇〇〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
基準日 平成22年3月31日

※本証明書が複数枚になる場合は、届出時の許可番号・商号又は名称・氏名(法人にあっては、代表者の氏名)は1ページ目のみの記入で構いません。

氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 〇〇〇〇 印

自社の情報(建設業許可番号、商号または名称、氏名)を記載・押印すれば、届出添付書類(引渡し物件一覧表)として利用することができます。

整理番号	届付けた建設工事の名称	工事現場の所在地	発注者の商号、名称又は氏名	引渡日	住宅瑕疵担保責任保険法人名	備考(保証証券番号等)
1	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成21年10月4日	■■■■■保証	
2	△△△△△△△△△△再開発事業に伴う△△△△△△△△△△新築工事	東京都千代田区霞が関〇-△	〇〇〇〇	平成21年10月10日	■■■■■保証	
3	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成21年10月30日	■■■■■保証	
4	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成21年11月5日	■■■■■保証	
5	△△△△△△△△△△再開発事業に伴う△△△△△△△△△△新築工事	東京都千代田区霞が関〇-△	〇〇〇〇	平成21年11月10日	■■■■■保証	
6	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成21年11月23日	■■■■■保証	
7	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成21年12月5日	■■■■■保証	
8	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成21年12月20日	■■■■■保証	
9	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成22年1月10日	■■■■■保証	
10	〇〇新築工事	東京都千代田区霞が関〇-〇	〇〇〇〇	平成22年1月24日	■■■■■保証	
合計						10

記載内容を確認(内容に間違いがあれば保険法人へご連絡ください)

住宅瑕疵担保責任保険法人である■■■■■保証は、下記の建設業者が基準日前6月間に建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、当宅地建物担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した内容について、下記のとおり証明致します。
なお、本証明書は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第五条第三項第二号に規定する書面となります。

- 記
- 建設業者 〇〇建設株式会社
 - 基準日 平成22年3月31日
 - 基準日前6月間に新築住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、当宅地建物担保責任保険法人(■■■■■保証)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した数(合計) 10 戸
 - 保険付保住宅の明細 別紙のとおり

発行者(証明者)
住宅瑕疵担保責任保険法人
■■■■■保証
保険法人名を確認

印

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

平成22年 4月 1日

記入する日付を記載

届出時の許可番号 〇〇県知事(〇)第〇〇〇号
商号又は名称 〇〇建設株式会社
郵便番号 〒000-0000
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇▲ビル〇〇階
氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 〇〇〇〇 印
電話番号 000-000-0000
ファクシミリ番号 000-000-0000

自社の情報を記載

許可・免許行政庁

〇〇県 知事 殿

1 基準日 平成22年 3月 31日 3月31日または9月30日と記載

- 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について(すべて保険のため省略)
- 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
■■■■■保証	10
合計戸数	10

保険法人名および当該保険法人と保険契約を締結した戸数を記載

- 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数 (略) 10

3

行政庁への届出

鳥取県知事の許可・免許を受けている場合は、鳥取県に届出手続をしてください。

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、中国地方整備局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問い合わせ先	備考
鳥取県知事	建設業者	本庁県土整備部県土総務課建設業担当	郵送又は持参(窓口提出)	0857-26-7454	○提出部数は1部ですが、控えが必要な場合はさらに1部をご用意ください。また、郵送による届出で控えが必要な場合は、返信用封筒(宛名を記載し、郵送に必要な金額分の切手を貼り付けたもの)を必ず同封してください。
	宅地建物取引業者	東部総合事務所生活環境局建築住宅課 【鳥取市・岩美郡・八頭郡の事業者】	郵送又は持参(窓口提出)	0857-20-3646	
		中部総合事務所生活環境局建築住宅課 【倉吉市・東伯郡の事業者】	郵送又は持参(窓口提出)	0858-23-3235	
		西部総合事務所生活環境局建築住宅課 【米子市・境港市・西伯郡・日野郡の事業者】	郵送又は持参(窓口提出)	0859-31-9751	
国土交通大臣	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	郵送又は持参(窓口提出)	082-221-9231	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各県を経由せず、直接中国地方整備局に提出して下さい。 (郵送送付先) 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2番15号

4

届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行うことが必要です。

期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※休日の場合は翌営業日となります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課 (電話) 03-5253-8111 (代表)
URL: <http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックス内[特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー]をご覧ください。)

○都道府県連絡先：鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課／県土整備部県土総務課
(電話) 0857-26-7111